

令和元年12月14日
クリーンセンター連絡協議会
浅川清流環境組合

環境保全基準（案）

目 次

1. 目的	1
2. 処理対象ごみ	1
3. 公害防止対策	1
(1) 公害防止基準値	1
(2) 要監視基準値および運転基準値	1
(3) 環境基準値超過時の対応	1
(4) 点検整備	1
4. 公害の監視	2
5. 情報の発信	2
6. 車両対策	2
7. 周辺環境対策	2

1. 目的

新可燃ごみ処理施設(以下「本施設」という。)の稼働にあたり、浅川清流環境組合(以下「組合」という。)が定めた公害防止基準を踏まえ、本施設の運營業務において遵守する基準を定めることを目的とする。

2. 処理対象ごみ

焼却の対象とするごみは、日野市、国分寺市、小金井市で発生する可燃性の一般廃棄物(粗大ごみ、破碎残渣、災害廃棄物を含む)及び多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づき相互支援のために持ち込まれるごみとする。

3. 公害防止対策

環境基準値として、組合の定める公害防止基準値のほか、公害防止基準を確実に遵守するための運転管理上の自主基準となるよう要監視基準値及び運転基準値を定め、公害防止に努める。環境基準値とは、公害防止基準値、要監視基準値および運転基準値の3つの基準値のことである。

(1) 公害防止基準値

組合が定める公害防止基準(表1から表5)を超えた場合は、運転停止・再開方針(令和元年5月 組合制定)に従い、当該焼却炉の運転を停止する。

ア. 排ガスは、表1に定める排ガス基準以下とする。

イ. 排水は、表2に定める下水排除基準以下とする。

ウ. 騒音は、表3に定める騒音基準以下とする。

エ. 振動は、表4に定める振動基準以下とする。

オ. 悪臭は、表5に定める悪臭基準以下とする。

(2) 要監視基準値および運転基準値

排ガスについては特別の配慮対象として、運転管理上の自主基準値(表6)を設定し、運転を管理する。

ア. 排ガスの公害防止基準を超過しないための上限警報設定値として要監視基準を設定する。

イ. 要監視基準を安定的に守るための数値として運転基準値を設定する。

(3) 環境基準値超過時の対応

(1)、(2)に示す環境基準値を超過した時の対応は対応要領書として別途に定めるものとする。

(4) 点検整備

公害防止設備について、機能が完全に発揮できるよう常に点検整備する。

4. 公害の監視

- (1) 本施設の運転管理状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等は環境管理計画として別途に定めるものとする。
- (2) 抜き打ちによる搬入ごみの内容物検査を月 4 回以上実施する。

5. 情報の発信

- (1) SPC のホームページを開設し、本施設の維持管理情報等を発信する。
- (2) 公害防止情報として、排ガスの数値は、本施設の屋内・屋外の表示設備へ表示するとともに SPC ホームページに公表する。

6. 車両対策

ごみ搬入、搬出車両、本施設の維持管理に関する車両及び SPC の職員の通勤車両は、組合と協議のうえ、指定された走行ルートにより本施設への入退場を行う。

7. 周辺環境対策

周辺環境を清潔に維持するため、本施設から国道 20 号線間の道路等の定期清掃を年 2 回以上行う。

表 1 公害防止基準値※1

項目	ばいじん g/m ³ N	塩化水素 ppm	窒素酸化物 ppm	硫黄酸化物 ppm	ダイオキシン類 ngTEQ/m ³ N	水銀 μg/m ³ N
公害防止 基準値	0.005 以下	10 以下	20 以下	10 以下	0.01 以下	50 以下

※1 基準値は乾きガス酸素濃度 12%換算値。

表 2 下水排除基準値

項目	基準
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/ℓ以下
シアン化合物	1 mg/ℓ 以下
有機燐化合物	1 mg/ℓ 以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ 以下
六価クロム化合物	0.5 mg/ℓ 以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/ℓ 以下
水銀、アルキル水銀及びその他の水銀化合物	0.005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.02 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ 以下
チウラム	0.06 mg/ℓ 以下
シマジン	0.03 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.1 mg/ℓ 以下
セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ 以下
ほう素及びその化合物	10 mg/ℓ 以下
ふっ素及びその化合物	8 mg/ℓ 以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ 以下
クロム及びその化合物	2 mg/ℓ 以下
銅及びその化合物	3 mg/ℓ 以下
亜鉛及びその化合物	2 mg/ℓ 以下
フェノール類	5 mg/ℓ 以下
鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/ℓ 以下
マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/ℓ 以下
浮遊物質質量※	600 mg/ℓ 未満
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類)※	5 mg/ℓ 以下
ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類)※	30 mg/ℓ 以下
窒素含有量※	120 mg/ℓ 未満
燐含有量※	16 mg/ℓ 未満
沃素消費量	220 mg/ℓ 未満
水素イオン濃度(PH)	5を超え9 未満
温度	45℃未満
生物化学的酸素要求量(BOD)	600 mg/ℓ 未満
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/ℓ以下

※平均排出量 50 m³/日未満の場合は、生物化学的酸素要求量、浮遊物質質量、ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類、動植物油脂類)、窒素含有量、燐含有量の基準は適用外。

表 3 騒音基準値

区域の区分		時間の区分			
区 分	該当地域	朝	昼	夕	夜
		午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 11 時まで	午後 11 時から 午前 6 時まで
第 2 種区域	第 1 特別地域 (敷地南東側)	45dB 以下	50dB 以下	45dB 以下	45dB 以下
区 分	該当地域	朝	昼	夕	夜
		午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 8 時まで	午後 8 時から 午後 11 時まで	午後 11 時から 午前 6 時まで
第 3 種区域	準工業地域 (南東側を除く)	55dB 以下	60dB 以下	55dB 以下	50dB 以下

※敷地境界での基準

※第 1 特別地域は、準工業地域であって、第 1 種低層住居専用地域と接している敷地東側周囲 30 メートル以内の範囲

表 4 振動基準値

区域の区分		時間の区分	
区分	該当地域	昼	夜
		午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 2 種区域	準工業地域	65dB 以下	60dB 以下

※敷地境界での基準

表 5 悪臭基準値

区分	敷地境界	煙突等気体排出口					排水水
		排出口の実高さが 15m 未満			排出口の実高さが 15m 以上		
		排出口の 口径が 0.6m 未満	排出口の 口 径 が 0.6m 以上 0.9 未満	排出口の 口 径 が 0.9m 以上	排 出 口 の 実 高 さ が 周 辺 最 大 建 物 高 さ の 2.5 倍 未 満	排 出 口 の 実 高 さ が 周 辺 最 大 建 物 高 さ の 2.5 倍 以 上	
第 2 種 区域	臭気指数 12	臭気指数 33	臭気指数 27	臭気指数 24	$qt=436 \times H_0^2$	$qt=566/F_{max}$	臭気指数 28

※qt:排出ガスの臭気排出強度(単位 m^3N/min)をいい、次の式で表される。

$qt=(\text{臭気濃度}) \times (\text{乾き排出ガス量})$

H_0 : 排出口の実高さ(単位 m)

F_{max} : 単位臭気排出強度に対する地上臭気濃度の敷地外における最大値(単位 s/m^3N)

表 6 排ガスの要監視基準値及び運転基準値※1

項目		要監視基準値	運転基準値
ばいじん	g/m ³ N	0.003 以下	—
塩化水素	ppm	8 以下	6 以下
窒素酸化物	ppm	17 以下	10 以下
硫黄酸化物	ppm	8 以下	6 以下
一酸化炭素	ppm	15 以下	10 以下
水銀	μ g/m ³ N	30 以下	10 以下

※1 表中は、乾きベース、酸素濃度 12%換算値である。